

新制度の概要(案)

H20.3.7 中央教育審議会大学分科会

制度・教育部会（第8回）及び

学士課程教育の在り方に関する小委員会（第13回）

の合同会議 配付資料

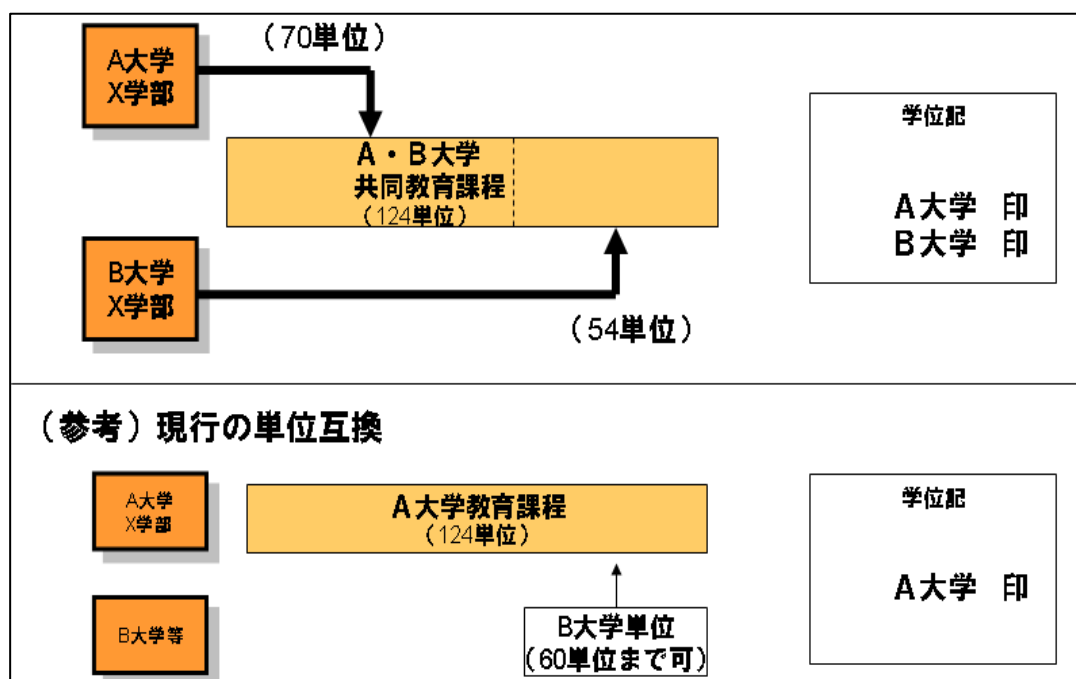
1. 趣旨

- 中央教育審議会の将来像答申、骨太 2007 等を踏まえ、地域の国公私立大学・短期大学(以下「大学」という。)が連携して教育研究資源を最大限に活用し、地域の活性化、多様で特色ある教育研究を推進するための仕組みを支援する仕組みを構築する。
- このため、国公私を通じ、複数大学が共同で教育課程を実施し、連名で学位授与を可能とする仕組み(「共同学部・共同大学院」(仮称)制度)を創設する。

2. 内容

- 大学が他の大学と共同で教育課程(共同教育課程)を編成し、実施することを可能とする。
- 共同教育課程の修了者には構成大学連名による学位を授与するものとする。
- 学部、研究科等の組織は各大学に置く。
 - 大学設置基準(省令)等を改正し、必要教員数等の算定の特例を設ける。

(概念図)



3. 想定される効果

- 一つの大学では対応することが困難な地域における人材養成や地域貢献等の地域の教育研究ニーズ等に適切に対応することが可能となる。
- 学問の学際化、融合の進展による新たな教育研究ニーズに的確に対応し、世界の大学と伍する高度な教育研究組織をより柔軟かつ迅速に立ち上げることが可能となる。

4. スケジュール

平成20年夏頃	大学設置基準等の省令改正
平成21年	共同学部・共同大学院の設置認可等の手続き
平成22年4月	共同学部・共同大学院の設置

(参考)共同学部・共同大学院に関する提言、決定等

○中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)

第2章 新時代における高等教育の全体像

2 高等教育の量的変化の動向(2) 地域配置に関する考え方

地方における高等教育の支援や地方振興に資するため、高等教育機関相互のコンソーシアム(共同事業体)形成支援や高等教育機関を核とした知的クラスターの形成支援を充実することも重要と考える。

第5章 「高等教育の将来像」に向けて取り組むべき施策

2 将来像に向けて具体的に取り組むべき施策(2) 中期的に取り組むべき重要施策

②高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化についての関連施策

○ 設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する必要がある。

○「社会総がかりで教育再生を－第二次報告－」(平成19年6月1日教育再生会議)

提言4 国公立大学の連携により、地方の大学教育を充実する

【国公立を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置】

○大学は、自主性・自律性をもって、社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改革等に取り組む。

○国は、地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公立を通じた地方における「大学地域コンソーシアム」(※)を形成することを支援する。

※大学地域コンソーシアム：特定の事業を目的として、大学間又は(複数の)大学と地域等で構成される連携組織

○国は、国公立を通じ複数の大学が大学院研究科等を共同設置できる仕組みを創設する。

○「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

第1章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム

Ⅲ 成長可能性拡大戦略－イノベーション等

【具体的手段】(2) 大学・大学院改革④国公立大学の連携による地方の大学教育の充実・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。

・国公立を通じ、複数の大学が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。

・国公立を通じた地方の「大学地域コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。

【新制度の骨子（案）】

※ 将来像答申や大学間連携支援の基本的な考え方等を踏まえ、国公立大学・短期大学（以下「大学」という。）の設置形態の枠組みを超えて、複数大学が共同で教育課程を編成し教育を実施し、連名で学位授与を行うための具体的な仕組みについて、以下のように考えてはどうか。

（１．組織）

- 全ての構成大学に、共同教育課程を実施する共同学部・共同大学院（以下「共同学部等」という。）の組織をそれぞれ設置する。
- 各構成大学は、共同学部等とは別に、各大学単独の教育課程を実施する基本組織（大学の場合は学部又は研究科、短期大学の場合は学科）を１以上設置していることを必要とする。
- 共同学部等に関し、複数の大学の意思を統一するための協議会等を置く等の取扱いとする。

（２．共同教育課程・共同学位）

- 全構成大学が共同教育課程を編成・実施し、共同教育課程の修了者に対して、構成大学の連名による学位を授与することとする。
※共同教育課程は、他の構成大学における履修を自大学における履修とみなし、各構成大学の教育課程を修了することにより、各構成大学の学位が授与されるものであることとし、その他は各構成大学の共同学部等において行うという現行制度に則る。
- 構成大学の連名学位を授与することから、①いずれの構成大学も一定以上の必修科目を開設する、②各大学が開設する授業科目は、大学ごとに相当程度の系統性が確保されていることを必要とする、③共同大学院では異なる構成大学に所属する複数の教員による研究指導体制をとるなど、各構成大学が共同で教育課程を分担していることを担保する仕組みとする。

(3. 教職員の取扱い)

- 共同学部等の教職員は構成大学のいずれかの大学に所属する。
- 共同学部等の教員数の算定は、共同学部等全体の学生の収容定員に応じて算定することを基本とする。その際、教育研究活動や大学運営の円滑な実施のため、全体の教員数は構成大学数の増加に応じて増加する等の特例を設ける。

(4. 学生の取扱い)

- 学生の安全やサービス等に対する責任を確保するため、構成大学間の責任が明確となるような取扱いとする。
- 構成大学の一つが脱退する等の場合に、学生の取扱い等の具体的な措置を予め構成大学間で定めておく等の取扱いとする。
- 共同学部等の入試の扱い、授業料の設定・収集・管理方法や各大学への配分方法は、構成大学間の協議による。
- 連名学位を授与することから、学生は概念上、全構成大学に在籍することとなる。

(5. 校地・校舎面積、附属施設等の取扱い)

- 共同学部の校地・校舎面積の算定は、共同学部全体の学生の収容定員に応じて算定することを基本とする。
- 必要な附属施設は、構成大学における各共同学部等の全体で有すれば足りることを基本とする。

(6. 設置認可・届出等の手続等)

- 共同学部等を設置する際の手続は、現行制度によることを基本とし、アフターケアを確実に実施することとする。